

「村山談話」及び「河野談話」の継承と施策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年六月二十五日

参議院議長 平田健二 殿

福島みづほ

「村山談話」及び「河野談話」の継承と施策に関する質問主意書

安倍内閣においても「戦後五十周年の終戦記念日にあたつて」（以下「村山談話」という。）と「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（以下「河野談話」という。）の全体を継承する意思が表示されている。そこで、以下のとおり質問する。

一 村山談話は、戦後処理問題について、日本と近隣アジア諸国との信頼関係を一層強化するため、ひき続き誠実に対応していく旨明言しているが、「従軍慰安婦」問題に関して安倍内閣は誠実に対応していくか。

二 河野談話は、歴史の真実を教訓として直視し、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を表明しているが、安倍内閣は、どのような歴史研究、歴史教育を実施するつもりか。

三 政府において実施している公務員研修、教員研修において、村山談話、河野談話に基づく研修をきちんと行うことが必要と考えるが、いかがか。

四 国連社会権規約委員会は本年五月十七日、「日本の第三回定期報告書に関する総括所見」の第二十六パラグラフにおいて、「〔慰安婦〕にステイグマを付与するへ、イットスピーチその他の示威行動を防止するた

め、締約国が「慰安婦」の搾取について公衆を教育するよう勧告する」としている。安倍内閣は、ヘイトスピーチ等防止と公衆教育に関して、具体的にどう取り組むか。

五 「従軍慰安婦」問題調査など、戦争被害実態調査を実施する機関を設置する考えはあるか。

右質問する。